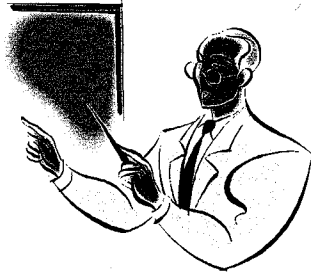
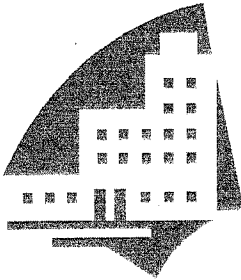


管於支部青年部

教育基本法 が変えられたら どうなるの？

管於支部青年部よりのSOS



目 次

はじめに	1
1 教育基本法ができた背景	1
2 教育基本法改正を主張する側の本音と建て前	2
3 現在の教育基本法と与党「改正」案 対照比較	4
4 もうすでに布石は打たれている	11
あとがき	12

はじめに

昨年4月、曾於支部が県教研のアトラクションを担当することが分かり、青年部は、支部執行委員などの親組織と一緒に、どんなアトラクションをするのかから話し合っていました。

その中で、一昨年から与党を中心に教育基本法・日本国憲法の改正論がなされていることに目を向け、もう一度、教育基本法が守ってくれていること、戦前・戦中から現在の教育について見つめ直していくことになりました。

そうしたアトラクションへ向けた取り組みの中で、心のノートや習熟度別学習など、教育基本法の改悪へ向けた流れに巻き込まれていることに改めて気付きました。そして、マスコミを通じて、「改正」することがいかにも良いことのように報道されています。04年2月に設立された自民・民主両党を中心とした超党派の議員連盟「教育基本法改正促進委員会」の設立総会の中で、民主党の西村慎悟議員が「お国のために命を投げ出しても構わない日本人を生み出す。お国のために命をささげた人があって、今ここに祖国があることを子どもたちに教える。これに尽きる」と教育基本法改正の狙いを露骨に述べています。

自衛隊を自衛軍に改め、海外派兵が盛んになれば、自衛軍に入隊を希望する人は減り、再び徴兵制度が復活することにつながりかねません。教え子を再び戦場へ送ることのないように、今、私たちは、教育基本法についてもう一度学び直し、私たちがしなければならないことについて考えていく機会になればという願いをもとに、青年教研へ向けたレポート作りに取り組みました。

1 教育基本法ができた背景

◆戦前・戦中に対する反省

- ・国民・・・国の主権者ではなく、あくまで天皇の「赤子」として保護対象とされ、その見返りとして無条件の忠誠を要求された「臣民」だった。自分自身で決断することもできない半人前の存在とされていた。

- ・滅私奉公・・・私的なことは一切捨て去って、「公」につくすことが理念。「公」は、天皇のため＝お国のため。ここでの問題の核心は、自分にとって大切なものを自分で選び取っていいのか、それとも権力によって与えられたものを選択の余地のないものとして受けとめるのかという点にある。

- ・軍国主義下の教育（子どもの道具化）・・・子どもを死を恐れぬ兵士に作り替え、消費していくためのもの。子どもを生かすための教育ではない。子どもは国家のために役に立つべき存在。国家の道具にほかならず、子どもを道具として洗練させていくプロセスが教育だった。女の子は、戦死して「英霊」になる道が開ざされていたため、選挙権もない2級国民のまま、優秀な兵士を作る生産機械として生きていくことが求められた。

◆「柵」としての教育基本法

1947年3月31日、過去の失敗を反省し、子どもの道具化という落とし穴に向かう道に、はっきりと目に見える柵として制定された。

- ・2つの反省点

- ① 過去の教育のあり方がすべて、天皇が定めた勅語によって律せられ、国民の意思が入り込めなかったこと。天皇の側の絶対性と国民の側の無能力に基づく服従という関係こそがあやまりであっ

た。 → 国民全体が自分たちの問題として教育の根本的なものを決めていくことが必要。そのための手続きとして、法律よりは一段上の「基本法」として定めた。

② 過去の教育がめざす方向のあやまり。子どもを社会にとって便利な道具に改造していくために教育した。 → (第1条)◎ 一人ひとりの子どもを主権者に育てていくべきかけがえのない個人であると認めた。

◎子どもを未完成ながらも成長途上の大切な人格と考え、子どもが発達し、自分らしく生きていくことを支援する教育でなければならない。

◎その個性の違いと多様性を含めて、まるごと尊重すべき存在であると認められた。

◆ 教育基本法にできるのは、「あってはならない教育」を防ぐことだけ

教育を形造っていくうえで絶対に踏み込んではいけない、「あってはならない教育」を見極め、そこに通じる道に柵を立てること。これが、1947年に制定されて以来、教育基本法が引き受けてきた役割である。この法律があったから、日本社会は、教育基本法が「あってはならない教育」だと定めたものによって筒かされずにすんできた。その意味で教育基本法は、りっぱに役に立っている。

◆ 一人ひとりの子どもを尊重する教育を実現するという目標を捨て去るために教育基本法を「改正」するのか、それとも、教育基本法をもう一度選び直すことを通じて、一人ひとりの子どもを尊重する教育という理念を確認するのか。今の点が問われている。

2 教育基本法を改正を主張する側からの本音と建て前

(1) 新聞や報道陣の前での世間受けの良い文言に踊らされている国民

教育基本法は、教育関係法規における「教育憲法としての役割」の位置づけとして「前文」がある。にもかかわらず、政府は、この「改正」の「答申」をてこに、その本音である「たくましい日本人」「愛国心」「公共への奉仕」論を、中審審の「答申」の基調とも違った条文の文脈の中で、法文化し、それらを彼らの望む方向で現場に浸透させていこうとしている。

◎「理念」は正しいとしながらも「改正？」をたくらむ……その意図とは？
「理念」と「方針」が正しければ教育基本法を「改正」することは必要ないのではないか？

◎「理念」は正しいとしながらも「別の理念？」を持ち込む……その意図とは？
「新たに規定する理念？」として、八つの項目があげられており、これらが、条文の中に盛り込まれた場合は、教育基本法の原則は根本から変質してしまう。

◎「理念」に反対する「計画」を教育基本法の中で押しつける。……その意図とは？
「教育振興基本計画」は、国会における法改正の手続きを経ずに文科省からの上意下達をしやすくするための方便としての「隠れ蓑」か？

(2) 教育基本法の改正の意図と視点

「21世紀を切り拓く、心豊かでたくましい日本人の育成を目指す観点から、重要な教育の理念や原則を明確化するため、教育基本法を改正する。」としているのだが……

- ① 信頼される学校教育の確立
- ② 「知」の世紀をリードする大学改革の推進
- ③ 家庭教育力の回復、学校・家庭・地域社会の連携・協力の推進
- ④ 「公共」に主体的に参画する意識や態度の涵養
- ⑤ 日本の伝統・文化の尊重、郷土や国を愛する心と国際社会の一員としての意識の涵養
- ⑥ 生涯学習社会の実現
- ⑦ 教育振興基本計画の策定

として、上記のような項目を掲げ、あたかも法改正を行うことが正しいもののように現場へ浸透させようとしている。

(3) 現状を改善する「特効薬」としての役割を錯覚させるかのような法改正へのみちのり

教育環境を取り巻く諸問題点として、「二一ト」「学力低下」「学級崩壊」「教員の評価制度」等のこれらをいっぺんに解決することのできる特効薬と勘違いさせるような新聞やニュースによる報道でのあり方が、国民の意識や感覚を感わせているのではないだろうか？

(4) 『憲法改正』を意識した、『教育基本法の改正』への動き

国民の世論として、アンケートを実施した結果『教育基本法改正』にあまり意識が向いてないことを、察知した小泉内閣は、なりふり構わず、今度は『憲法改正』へと動き出している。近い将来、必ず『自民党の憲法改正案』として、今まで戦後の反省をふまえて築き上げてきた民主教育を、『改正』という名の下に、その原則を無視し、そして、根本からゆがんで変質したものへと変え、それが、広く国民に支持され、受け入れられていけば、再び、必ず戦争への道のりをまっしぐらに突き進んでいくことへとつながることだろう。

また、マスコミによる報道のされかたが、『国策』という名の下に偏ったものへと変わることは、戦前にも行われていた。権力者にとっては、非常に都合の良いものになりうる情報の統制・管制という手段によるプロパガンダ映画(男たちの大和)や、テレビ番組(戦国自衛隊、里見八犬伝、大河ドラマなど)が生まれ、ネオ・ナショナリズムの考え方(自衛隊を承認し身近なものとして捉えさせる)を徐々に浸透させるための土壌作りなのではないだろうか。そのことが、国民に正しい情報を知らせることなく、誤った政策を推進していくことの二の舞となるのである。

このことから、教育基本法を『改正』することが、すべてが良くなることではなく、悪い方向に進むこともあるということ。自分たち自身も、物事をしっかりと見極めて、また、認識していかなければならない。

まさに、今このことが、急速に『憲法改悪』『教育基本法改悪』への道のりへとつながるのである。

3 現在の教育基本法と与党「改正」案 対照比較

前文

【現行法】

われらは、さきに、日本国憲法を確定し、民主的で文化的な国家を建設して、世界の平和と人類の福祉に貢献しようとする決意を示した。この理想の現実化は、根本において教育の力にまつべきものである。

われらは、個人の尊厳を重んじ、真理と平和を希求する人間の育成を期するとともに、普遍的にしてしかも個性ゆたかな文化の創造をめざす教育を普及徹底しなければならない。

ここに、日本国憲法の精神に則り、教育の目的を明示して、新しい日本の教育の基本を確立するため、この法律を制定する。

【与党「改正」案】

- ・「憲法の精神に則り」の扱いが検討事項
- ・法制定の目的、法を貫く教育の基調など、現行法の前文に定める基本的な考えについては、引き続き規定することが適当。

- 教育基本法「改正」が憲法「改正」より先と位置づけられているので、「憲法の精神に則り」では、ここに示された内容と矛盾することになるので、これを削除。
- 憲法「改正」を展望している。
- 教育と憲法との関係を断ち切り、教育を日本的な伝統・文化・歴史と強引に結びつけようとしており、教育において国を愛する心を教えることは、個人の思想・良心の自由を侵しかねない。

第一条（教育の目的）

【現行法】

教育は、人格の完成をめざし、平和的な国家及び社会の形成者として、真理と正義を愛し、個人の価値をたつとび、勤労と責任を重んじ、自主的精神に充ちた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。

【与党「改正」案】

教育は、人格の完成を目指し、心身ともに健康な国民の育成を目的とすること。

- 「平和的な国家及び社会の形成者として、真理と正義を愛し、個人の価値をたつとび、勤労と責任を重んじ、自主的精神に充ちた」の現行法の基本理念を削除。
- 教育は、子どもの人格を発展させる普遍的なものでなければならない。自主的精神を持たない国家に従順な「国民の育成」であり、国家のために奉仕する人間を育成することが教育の目的であってはならない。

第二条（教育の方針）

【現行法（教育の方針）】

教育の目的は、あらゆる機会に、あらゆる場所において実現されなければならない。この目的を達成するためには、**学問の自由を尊重し、** 実際生活に即し、**自発的精神を養い、** 自他の敬愛と協力によって、文化の創造と発展に貢献するように努めなければならない。

【与党「改正」案（教育の目標）】

教育は、教育の目的の現実を目指し、以下を目標として行われるものであること。

- ①心理の探求、豊かな情操と道徳心の涵養、健全な身体の育成
- ②一人一人の能力の伸長、創造性、自主性と自立性の涵養
- ③正義と責任、自他・男女の敬愛と協力、公共の精神を重視し、主体的に社会の形成に参画する態度の涵養
- ④勤労を重んじ、職業との関連を重視
- ⑤生命を尊び、自然に親しみ、環境を保全し、良き習慣を身に付けること
- ⑥-1 伝統文化を尊重し、郷土と国を愛し、国際社会の平和と発展に寄与する態度の涵養
- ⑥-2 伝統文化を尊重し、郷土と国を大切にし、国際社会の平和と発展に寄与する態度の涵養

- 「方針」を「目標」に格下げ。
- 「学問の自由」、「自発的精神」削除。代わって、「道徳心の涵養」、「公共の精神」、「良き習慣」など、心の管理教育があらかさまに進行することが危惧される。
- ②の「一人一人の能力の伸長」、「創造性」などは新自由主義と能力主義を要求。
- ③は国民統合の要請。
- ⑥は「伝統文化を尊重」、「郷土と国を愛す」は、愛国心を強制するもの。また、「国際社会の平和と発展に寄与する態度」とは、自衛隊の海外派兵を正当化しようとしている。
- ⑥愛国心条項の挿入が議論されるため「国を愛し」のかわりに「国を大切にし」という別案も併記されている。

第三条（教育の機会均等）

【現行法】

- 1 すべて国民は、ひとしく、その能力に応ずる教育を受ける機会を与えなければならないものであつて、人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない。
- 2 国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によって就学困難な者に対して、奨学の方法を講じなければならない。

【与党「改正」案】

- ・国民は、能力に応じた教育を受ける機会を与えられ、人種、信条、性別等によって差別されないこと。
- ・国、地方公共団体は、奨学に関する施策を講じること。

- 「すべて」、「ひとしく」、「なければならない」を削除。能力別に複線の教育コースを設定すること。
- 一人ひとりの「個性」を生まれつきの能力とみなしエリート育成を効率よく進めることで、「学力」の格差を増長させ、新たな差別を生むことになり、豊かな人間性や真の学力、国際社会の中で力を発揮する人材は育たない。
- 「社会的身分、経済的地位又は門地」による差別禁止を削除。
- 「経済的理由による就学困難への奨学」義務を削除し、「講じなければならない」から「講じること」と後退し、国家に課された機会均等義務を全面否定している。

※ 以下、4～7は現行法にない項目を挿入。

【与党「改正」案】

- 4（生涯学習社会への寄与）
 - ・教育は、学問の自由を尊重し、生涯学習社会の実現を期して行われること。
- 5（家庭・学校・地域の連携協力）
 - ・教育は、家庭、学校、地域等の連携協力のもとに行われること。
- 6（家庭教育）
 - ・家庭は、子育てに第一義的な責任を有するものであり、親は子の健全な育成に努めること。
 - 国・地方公共団体は、家庭教育の支援に努めること。
- 7（幼児教育）
 - ・幼児教育の重要性にかんがみ、国・地方公共団体はその振興に努めること。

- 4は「教育」を「生涯学習社会の実現」に従属させるものであり、公教育の破壊。「学問の自由」を「生涯学習」に限定することによって、教育内容の国家統制や「国旗・国歌」の強制や思想・信条の自由を正当化されることになる。
- 5は次の「家庭教育」を新たに条文化する根拠になっている。
- 6は家庭の「あるべき姿」を法で規定するものであり、家庭に国家が介入する。
- 7は①現行「学習要領」で学級崩壊が誘発されたことへの対処 ②早期選別の促進 ③「公設民営」の促進で幼児教育の市場化を促進すること、がねらいか。

第四条（義務教育）

【現行法】

- 1 国民は、その保護する子女に、九年の普通教育を受けさせる義務を負う。
- 2 国又は地方公共団体の設置する学校における義務教育については、授業料は、これを徴収しない。

【与党「改正」案】

- ・義務教育は、人格形成の基礎と国民としての素養を身につけるために行われ、国民は子に、別に法律に定める期間、教育を受けさせる義務を負うこと。
- ・国・地方公共団体は、義務教育の実施に共同して責任を負い、国・公立の義務教育諸学校の授業料は無償とすること。

- 「国民としての素養を身につける」と国家教育権を確認するものとなっており、国家の定める国民像を押し付けようとしている。現行法の「国民の教育権」理念を180度転換。
- 「保護する子女に」が「子に」に変更。
- 義務教育の期間を「別に法律に定める」として、能力別に教育期間が変動しうることを示唆。
- 無償の内容を授業料に限定しており、教科書は有料になる可能性も。

日本国憲法第二六条

- 1 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。
- 2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

第五条（男女共学）

【現行法】

男女は、互に敬重し、協力し合わなければならないものであつて、教育上男女の共学は、認めなければならない。

【与党「改正」案】

全廃

- 男女共学の趣旨が広く浸透し、性別による制度的な教育機会の差異もなくなっており、「男女の共学は認めなければならない」は削除することが適当とされたが、男女平等と男女平等教育が否定されかねない。

第六条（学校教育）

【現行法】

- 1 法律に定める学校は、公の性質をもつものであって、国又は地方公共団体の外、法律に定める法人のみが、これを設置することができる。
- 2 法律に定める学校の教員は、全体の奉仕者であって、自己の使命を自覚し、その職責の遂行に努めなければならない。このためには、教員の身分は、尊重され、その待遇の適正が、期せられなければならない。

【与党「改正」案】

- ・学校は、国・地方公共団体及び法律に定める法人が設置できること。
- ・学校は、教育の目的・目標を達成するため、各段階の教育を行うこと。
- ・規則を守り、真摯に学習する態度は、教育上重視されること。
- ・教員は、自己の崇高な使命を自覚して、研究と修養に励むこと。教員の身分は尊重され、待遇の適正と養成・研修の充実が図られること。

- 「法律に定める学校は、公の性質をもつ」を削除。教育の公共性を否定。
- 「法律で定める法人」としては現在「特区」でのみ認められている企業による学校経営を可能にするもの。
- 「規則を守り、真摯に学習する態度は、教育上重視されること」と権威主義的内容を盛り込む。態度の強制は切り捨てを前提。
- 現行法が教員の「職責の遂行」を教師個人に委ねているのに対し、教育行政が「研修」をさせることになる。
- 「全体の奉仕者」を削除。教員個々が職責の自覚に基づいて行動するための「身分保障」や「待遇の適正」ではなく、国家が定める「自己の崇高な使命」のための働きやその限りにおいての「身分保証」や「待遇の適正」

第七条（社会教育）

【現行法】

- 1 家庭教育及び勤労の場所その他社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならない。
- 2 国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館等の施設の設置、学校の施設の利用その他適当な方法によって教育の目的の実現に努めなければならない。

【与党「改正」案】

- ・青少年教育、成人教育などの社会教育は、国・地方公共団体によって奨励されるものであり、国・地方公共団体は学習機会の提供等によりその振興に努めること。

- 「図書館、博物館、公民館等の施設の設置、学校の施設の利用」等予算措置の必要な具体の項目を削除。予算措置義務の解除。

第八条（政治教育）

【現行法】

- 1 良識ある公民たるに必要な政治教育は、教育上これを尊重しなければならない。
- 2 法律に定める学校は、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動をしてはならない。

【与党「改正」案】

- ・政治に関する知識など良識ある公民としての教養は、教育上尊重されること。
- ・学校は、党派的政治教育その他政治的活動をしてはならないこと。

- 「政治的教養」を「政治に関する知識」に限定。主権者としての「公民」から、被統治者としての「公民」

第九条（宗教教育）

【現行法】

- 1 宗教に関する寛容の態度及び宗教の社会生活における地位は、教育上これを尊重しなければならない。
- 2 国及び地方公共団体が設置する学校は、特定の宗教のための宗教教育その他宗教的活動をしてはならない。

【与党「改正」案】

- ・宗教に関する寛容の態度と一般的な教養並びに宗教の社会生活における地位は、教育上尊重されること。
- ・国・公立の学校は、特定の宗教のための宗教教育その他宗教的活動をしてはならないこと。

- 宗教に関する「一般的な教養」の教育上の尊重規定の挿入。「一般的な教養」を口実として、国家神道の学校教育への導入の可能性。
- 「宗教教育」と「道徳教育」を結びつけた「修身」教育。

【与党「改正」案】大学教育

- ・大学は、高等教育・学術研究の中心として、教養の修得、専門の学芸の教授研究、専門的職業に必要な学識と能力を培うよう努めること。

- 現行法にはない規定。

【与党「改正」案】私立学校教育の振興

- ・私立学校は、建学の精神に基づいて教育を行い、国・地方公共団体はその振興に努めること。

- 現行法にはない規定。

第十条（教育行政）

【現行法】

- 1 教育は、不当な支配に服することなく、国民全体に対し直接に責任を負って行われるべきものである。
- 2 教育行政は、この自覚のもとに、教育の目的を遂行するに必要な諸条件の整備確立を目標として行われなければならない。

【与党「改正」案】

- ・教育行政は、不当な支配に服することなく、国・地方公共団体の相互の役割分担と連携協力の下に行われること。
- ・国は、教育の機会均等等と水準の維持向上のための施策の策定と実施の責務を有すること。
- ・地方公共団体は、適当な機関を組織して、区域内の教育に関する施策の策定と実施の責務を有すること。

- 「教育行政が不当な支配に服さない」のだから、市民が教育行政に陳情や請願を行うことが「教育行政に対する不当な支配」になりかねない重要な変更。教育への国家・行政権力の介入を禁じた現行基本法第十条一項を全面的に否定。
- 「国・地方公共団体の相互の役割分担と連携協力」は国による統制強化と教育内容への介入の正当化の意。
- 「地方公共団体は、適当な機関を組織して、区域内の教育に関する施策の策定と実施の責務を有する」のだから、教育行政は「条件整備」だけでなく教育内容に介入しうることになる。

【与党「改正」案】教育振興基本計画

- ・政府は、教育の振興に関する基本的な計画を定めること。

- 現行法にはない規定。法律の規定に関係なく、政府の決定で何でもできることになる。
- これを設定するのは政府であり、学校その他の教育現場はおよそ5年程度の短期間で目標達成状況を評価されることになる。

第十一条（補足）

【現行法】

この法律に掲げる諸条項を実施するために必要がある場合には、適当な法令が制定されなければならない。

【与党「改正」案】

- ・この法律に掲げる諸条項を実施するため、適当な法令が制定されること。

4. もうすでに布石は打たれている…？

教育基本法についての学習をしているうちに、「私たちの頭を悩ますいろんなことは、教育基本法が『改悪』されたとき、みんながそれをすんなり受け入れるための布石なんじゃないの?』という話題になりました。いくつかを例に挙げてみます。

<p>心のノート</p>	<p>2 教育の目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 真理の探求、豊かな情操と道徳心の涵養、健全な身体の育成 ③ 正義と責任、自他・男女の敬愛と協力、公共の精神を重視し、主体的に社会の形成に参画する態度の涵養 ⑤ 生命を尊び、自然に親しみ、環境を保全し、良き習慣を身につけること ⑥-1 伝統文化を尊重し、郷土と国を愛し(⑥-2は大切にし)国際社会の平和と発展に寄与する態度の涵養 <p>9 義務教育</p> <ul style="list-style-type: none"> ・義務教育は、人格形成の基礎と国民としての素養を身につけるために行われ～ <p>8 学校教育</p> <ul style="list-style-type: none"> ・規則を守り、真摯に学習する態度は、教育上重視されること。
<p>習熟度別学習</p>	<p>2 教育の目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ② 一人一人の能力の伸長、創造性、自主性と自立性の涵養 <p>3 教育の機会均等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国民は、能力に応じた教育を受ける機会を与えられ、人種、信条、性別等によって差別されないこと。 <p>11 私立学校教育の振興</p> <ul style="list-style-type: none"> ・私立学校は、建学の精神に基づいて教育を行い、国・地方公共団体はその振興に努めること。
<p>特区制度</p>	<p>8 学校教育</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校は、国・地方公共団体及び法律に定める法人が設置できること。
<p>評価制度 パワーアップ研修等</p>	<p>12 教員</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教員は、自己の崇高な使命を自覚して、研究と修養に励むこと。教員の身分は尊重され、待遇の適正と養成・研修の充実が図られること。 <p>16 教育行政</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国は、教育の機会均等等と水準の維持向上のための施策の策定と実施の責務を有すること。 ・地方公共団体は、適当な機関を組織して、区域内の教育に関する施策の策定と実施の責務を有すること。
<p>ジェンダー バッシング</p>	<p>第五条（男女共学）</p> <p>男女は、互に敬重し、協力し合わなければならないものであって、教育上男女の共学は、認められなければならない。 ← 削除</p>

あとがき

ここまで見てきたように、教育基本法が与党改正案のように改悪されたら、教育現場は大きく変わります。子どものための教育でなく、国家のための教育になってしまいます。かつての日本がそうだったように、教育が『国のために命を投げ出す兵隊』を作るための道具にされてしまい、そうなったら私たちは何のために教育に携わっているかわからなくなってしまいます。また、教職員が教育について考える余裕すらなくなってしまうかもしれません。本当は、そうなることが教育基本法を変えようとしている人たちの目的ではないでしょうか。「このままでいいの?」「私たちは、何もできないの?」何かできるのではないのでしょうか。

教育基本法を変えるための布石はすでに打たれています。この大きな流れを止めるには大きな力が必要です。私たちは今回の学習でいろいろな問題点に気付きました。その問題点を指摘することはもちろん大切ですが、それだけでは不十分です。相手はマスコミをも巻き込み、都合が悪いことを隠しながら世論を味方に付けようとしています。その大きな力に歯止めかけるために、職場の仲間、保護者・地域の人と語り合い、そしてつながって、「現行教育基本法が守られているもの」「与党の教育基本法『改正』案の問題点」を広げていきましょう。その声は大きな力となって世の中を変えていくことでしょ。

私たち曾於支部青年部は、「教育基本法について」という、とても大きなテーマで学習にとり組んできました。最初は何をしたいかわからず、困ったこともありましたが、何とか形になりました。おもしろいことに気付いたら、おもしろいと声をあげることや、いろいろな人とつながりあっていくことは、当たり前前的ことですが簡単ではありません。しかしとても大切で、今だからこそ必要なことです。今回の曾於支部のレポートが何かのきっかけになれば幸いです。